令和2年度に実施した消費·安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)事業の成果及び評価について、消費·安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知) 第7の3に基づき以下のとおり公表します。

## 令和2年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書

目的	目標	目標値	実績	達成度	評価	所 要 額 実 績	交付金相当額 (うち地域提案型)	備 考 (県による評価の概要)
			20130	~ ~ ~ ~	"''	(円)	(円)	()(1 = 0 : 0   1
I	安全性向上措置の検証・普及のうち農 産物・加工食品の安全性向上措置の検 証	安全性向上対策の有効性・実効可能性の検証 対象とする類型数 16類型	16類型	100%	Α	2,129,016	1,043,000	目標値については、達成することができ、県内で生産される二枚 貝の安全性を確認できたが、新検査法の有効性については、高 い値の毒量を持つ二枚貝での比較が必要になるため、実導入に あたっては更なる検証が必要。
		カドミウム低吸収性イネの実証試験の実施箇所数	2	100%	A	943.000		カドミウム低吸収性イネの実証試験 土壌中のカドミウム濃度が非汚染地水田土壌の平均値に比べて 高い現地ほ場において、カドミウム低吸収性イネの栽培によるカ
		カドミウム低吸収性イネの取組数	2	100%	A			ドミウム対策については十分な効果が得られている。しかし、収量や玄米品質の向上については今後も検討の余地がある。
		ヒ素濃度低減技術の実証試験の実施箇所数 1	1	100%	А	780.000		ヒ素濃度低減技術の実証試験 土壌中のヒ素濃度が非汚染地水田土壌の平均値に比べて高い 現地ほ場において、今回実施した出穂期からかん水を中止した 早期落水のみでは玄米の国際基準値以下に低減できない場合も 認められたため、より早期からの落水管理や資材の活用等につ いて検証し、土壌中のヒ素濃度が高いほ場において、玄米中ヒ素
		ヒ素濃度低減技術の取組数 1	1	100%	A	766,666		濃度を安定的に低減させる実効的な手法を検討する必要がある。 以上のことから、今後も現地及び所内試験においてコメ中のカドミ ウムとヒ素のリスク管理体制の更なる精度向上を目指した取組み を継続する必要がある。
	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 20.0%	10%	112%	А	1,090,702	544,000	延、帳簿の不備等の不適正が散見された。また、農薬使用者に 対する立入調査では、使用基準の遵守について、口頭注意を
	小計					4.942.718	2.899.000	行った。
1	ا ۱ ۱ ۱					4,342,710	2,099,000	

П		家畜衛生に係る取組の充実度						令和2年度は、伝染性疾病の発生件数168件、検査件数28,000件となり、過去3年間の平均伝染性疾病の発生件数137件、検査件数27,000件をいずれも上回ったが、実績値は84.8であり、A評価となった。令和2年度の疾病発生件数については、監視伝染病の発生件数が令和元年度55件、令和2年度57件であり、例年と比較しても大きく変わらないものの、監視伝染病以外の疾病発生件数が令和元年度97件に対し、令和2年度111件と増加しており、生産性を低下させる疾病の低減対策、衛生対策指導の強化が必要と考えられた。今後も家畜衛生広報を通じた情報提供や必要に応じた疾病発生情報、飼養衛生管理に関する情報等の情報提供をすすめ、円滑な衛生対策指導に努める。
	家畜衛生の推進	103.6%	84.8%	81%	A	8,107,064		県内養鶏場を対象とした家畜伝染性疾病の発生予防については、令和2年11月5日、香川県の養鶏場におけるHPAI発生以降、国内ではHPAI発生が続発し、ウイルス侵入防止対策が急務となった。このため、県内養鶏場の野生動物侵入防止対策強化の一環として、県内10養鶏場の雄肥舎等に防鳥ネット等の防鳥省がの設置を実施し、農場のバイオセキュリティを向上させることができた。今後も継続した飼養衛生管理基準に基づく飼養衛生管理指導等の実施により、農場の衛生レベル向上を図っていく必要がある。本事業を活用して、伝染性疾病の予防・発生低減を目標に、衛生検査に基づく飼養管理指導や、疾病等に関する家畜衛生情報の収集と発信、飼養衛生管理基準に基づく指導等の継続した取組を行うことにより、農場の衛生レベル向上が図られている。また、防疫演習の開催や地域での検討会の開催により、農家のみならず畜産関係者への衛生意識の向上にも取組んでおり、今後も継続した取組みにより、衛生意識をより浸透させる必要がある。
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合 93.0%	93.0%	100%	Α	953,360		当初の計画どおり養殖経営体に対する養殖衛生管理指導を実施できた。また、養殖アユ及びドジョウには水産用医薬品の残留も認められなかった。ただし、天然水域においてヒラメのクドア寄生、アユの冷水病及びコイヘルペスウイルス病等、依然として魚病の発生がみられることから、今後とも関係漁協や養殖経営体への指導及び養殖水産物の医薬品残留検査を継続するとともに、疾病診断や定期的な魚病検査を実施していく必要がある。
	小 計					9,060,424	4,475,000	
	総	計•総合評価		91%	Α	14,003,142	7,374,000	総合評価については、別紙のとおり

<sup>1</sup> 様式は、「消費・安全対策交付金実施要綱」(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)別紙様式第2号-1に準ずる。 2 「達成度」の欄は目標値に対する実績の比率を記入する。 3 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A…達成度80%以上

B···達成度50%以上80%未満

C…達成度50%未満